

## 提出された意見及びそれに対する考え方

提出された意見	意見に対する考え方
<p>無線設備規則の一部を改正する省令（平成 18 年総務省令第 105 号）の一部を改正する省令案に賛成いたします。</p> <p>特に、附則第四項の改正案により現在既に技術基準適合証明及び工事設計認証を受けている UWB 無線システムを継続的に使用できることが明確化されたことは消費者保護の観点から高く評価できるものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【日立コンシューマエレクトロニクス株式会社】</p>	<p>改正案への賛同意見として承ります。</p>
<p>無線設備規則の一部を改正する省令（平成 18 年総務省令第 105 号）の一部を改正する省令案に賛成いたします。</p> <p>当該周波数帯域を利用し、UWB 無線システムと周波数を共用する無線システムの導入に時間を要するのであれば、4.2GHz～4.8GHz において干渉を軽減する機能を有することを要しないとされた経過措置期間を延長するのは妥当と考えられます。また、附則 4 により、この経過措置期間延長に関して経過措置期限までに技術基準適合証明や工事設計認証を受けたものについて明確な方策が示されました。このことは、経過措置の期間中に製品の製造・販売を行う事業者や購入する消費者に将来への見通しを明らかにして、安心感を与える点で高く評価されます。</p> <p>また、先般開催された「UWB 高度化と応用シンポジウム」（マルチメディア移動アクセスフォーラム協賛）（平成 22 年 7 月 22 日）では、多くの UWB 無線システムの開発・検討状況の報告が行われました。同シンポジウムの議論から、車載利用の有効性や、現状の交流電源接続必須の規制と送信速度 50Mbps 以上の規制を緩和することが UWB 無線システムの利用促進につながる意見が多く出されました、これらの観点についてもあわせて御検討いただきますよう希望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【マルチメディア移動アクセスフォーラム】</p>	<p>改正案への賛同意見として承ります。</p> <p>なお、頂いた御意見については今後の施策の参考といたします。</p>

提出された意見	意見に対する考え方
<p>無線設備規則の一部を改正する省令（平成 18 年総務省令第 105 号）の一部を改正する省令案に賛成致します。当該周波数帯域を利用し、UWB 無線システムと周波数を共用する無線システムの導入に時間を要するのであれば、4.2～4.8GHz において干渉を軽減する機能を有することを要しないとされた経過措置期間を延長するのは妥当と考えます。</p> <p>他方で、情報家電への応用に適した高速データ通信用の UWB システムに加えて、高信頼性が求められるセンサーネットワークへの応用も重要性が増しています。平成 18 年の UWB 無線の制度化後、「UWB 無線システム高度化の調査検討」などの活動を通じて、省エネルギーや環境分野の社会インフラストラクチャーや産業用システムでの利用の可能性が、より具体的に明らかになってきました。また、これら分野を重視して、欧州、中国の制度化状況が進展していることも指摘されています。現状の UWB 利用の国内暫定制度は、プラントなど産業応用の立場からは制約があるので、下記(1)～(3)の通り要望致します。</p> <p>(1) 米国や欧州と同様に、一定条件下で UWB の屋外での利用を可能とすることが重要であり、現状の「屋内限定、AC メイン電源給電局の利用義務」の解除を要望します。</p> <p>(2) 制度化当初に、爆発的な普及を抑制する目的で設けられた「50Mbps 以下のデータレートのシステムの禁止」は目的を達したので、解除を要望します。</p> <p>(3) 利用可能周波数帯の米国、欧州、中国との共通化を進展させて、省エネルギーや環境分野を含む UWB の産業応用の動向に整合した制度基盤を整備するように要望します。</p> <p style="text-align: right;">【横河電機株式会社】</p>	<p>改正案への賛同意見として承ります。</p> <p>なお、頂いた御要望については今後の施策の参考といたします。</p>

提出された意見	意見に対する考え方
<p>UWB 無線システムが使用する 3.4～4.8GHz の周波数帯は、「平成 21 年度電波の利用状況調査の評価結果 (3.4GHz を超える周波数帯)」において第 4 世代移動通信システム等の移動通信システム用の周波数として位置付けられている、3.4～4.2GHz 及び 4.4～4.9GHz の周波数帯と重複しております。第 4 世代移動通信システムは、想定されている標準化スケジュール (2011 年に ITU-R で勧告案完成予定) を踏まえると、2010 年代後半 (2015 年ごろ) の導入が期待されており、その円滑な導入のためには、UWB 無線システムからの干渉による影響がないようにすることが重要であると考えます。</p> <p>第 4 世代移動通信システムの円滑な導入に向け、平成 18 年 3 月 27 日情報通信審議会答申に示されるように、UWB 無線システムの製造業者等が、干渉軽減機能を有しない UWB 無線システムの残存デバイス数を軽減させる取り組みを継続的かつ積極的に推進されるとともに、干渉が発生した場合は、混信の除去に積極的に対応することを希望致します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>UWB 無線システムの普及に向けて、技術動向、国際動向、第 4 世代移動通信システム (IMT-Advanced) 等の移動通信システムの円滑な導入等の視点を考慮して、適切に対応してまいります。</p> <p>また、干渉が発生した場合の混信の除去等については、UWB 無線システムの製造事業者等に正しく認識されるよう、民間規格 ARIB-STD T-91 (UWB (超広帯域) 無線システム) の遵守を求めるとともに関係団体への周知等を行っているところであり、今後とも引き続き対応してまいります。</p>